

42 新学習指導要領の円滑な導入・実施について

県担当課（室） 学校政策課， 体育健康課

【提言・要望の趣旨】

学習指導要領の改訂に適切に対応し，新学習指導要領が円滑に導入・実施されるよう支援を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

本県では、「地域の個性と自立に根ざしたオンリーワン教育の推進」を目標に掲げ，学校・家庭・地域が一体となって，「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」の育成や，地域に愛され信頼される，安全・安心で活力あふれる学校づくりに取り組んでいるところです。

子どもたち一人ひとりの「生きる力」を着実にはぐくむためには，現在の取組にあわせて，新しい学習指導要領が円滑に導入・実施されることが必要となります。

3月に告示された新学習指導要領は，平成21年度から移行措置に入り，小学校では平成23年度から，中学校では平成24年度から完全実施することとなっています。

今回の改訂は，これまでの改訂のように内容を削減するものではなく，授業時数や教育内容を増加する教科があるので，移行措置期間中に内容を追加して指導する必要があり，これまで以上に慎重，確実かつ迅速な対応が求められています。

また，新たに必修化された小学校段階での外国語活動，中学校1・2年生での武道・ダンス，伝統や文化に関する教育の充実などに対応するための指導体制の充実や施設・用具等の整備が重要な課題となっています。

【提言・要望の具体的内容】

新しい学習指導要領の円滑な導入・実施に必要な、次の措置を講じてください。

- 1 教育内容が増加する今回の学習指導要領改訂に係る移行措置を実施するに当たって必要となる教材や適切な移行の措置計画を作成すること。
- 2 指導体制の充実を図るため、次の項目に関する財政的支援を行うこと。
 - (1) 新たに必修化された小学校段階における外国語活動について
 - ①地域人材の活用の充実
 - ②小学校教員に対する指導方法等の研修
 - (2) 新たに必修化された中学校1・2年生における武道・ダンスについて
 - ①中学校の保健体育教員に対する指導方法等の研修
 - ②施設・用具等の整備
 - (3) 伝統や文化に関する教育の充実に係る体験学習の実施や外部指導者の招聘等

43 次世代育成支援対策の着実な推進について

県担当課（室） こども未来課，健康増進課，労働雇用政策課，学校政策課

【提言・要望の趣旨】

我が国における急速な少子化の進行を抑えるため，子育て家庭における経済的負担の軽減や企業による次世代育成支援を促進する税財制面の支援を充実するとともに，次世代育成支援対策推進法による行動計画を着実に推進することが重要であることから，行動計画に基づき市町村及び企業等が実施する子育て支援をはじめとする各種施策に対する制度的な支援及び財源の確保を図ること。

さらに，放課後の児童の健全育成のための放課後児童クラブに対する支援の充実を図るとともに，児童養護施設退所児童の自立を促進するため，資格取得のための財政支援を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県における少子化の動向については，平成18年における合計特殊出生率が1.31とやや回復したものの，出生数もこの半世紀の間に約3分の1の水準にまで落ち込むなど，非常に厳しい状況にあります。今後の県勢の維持・発展のために，少子化対策の一層の充実を図ることが，緊急かつ重要な課題となっています。

こうしたことから，次世代育成支援対策推進法による行動計画「徳島はぐくみプラン」を策定し，総合的な施策を積極的に推進しているほか，平成19年度からは「緊急少子化対策」として，早急に対応すべき課題についての取組を進めておりますが，少子化の進行を抑えるためには，子育て家庭，企業及び市町村等に対する国の税財制面等における支援を充実させることが重要です。

本県では，一般事業主行動計画を策定・届出し，次世代育成支援に積極的に取り組む企業に対する認証及び表彰を実施していますが，次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定（以下「国の認定」という。）を受けた企業はほとんど無く，その認定を促進する必要があります。

また，企業による子育て支援策については「事業所内託児施設の設置」を希望する労働者が多いものの，設置又は今後取り組むとする企業は少なく，その取り組みを促進する必要があります。

さらに，児童養護施設入所児童が退所し，就職する際には，資格取得が条件とされることも多いことから，退所後の自立促進を図るためには，資格取得費用について国による財政支援を充実させることが重要です。

主管省庁局名 厚生労働省雇用均等・児童家庭局，内閣府政策統括官（共生社会政策担当），財務省主税局，文部科学省初等中等教育局
関係法令等 次世代育成支援対策推進法，少子化社会対策基本法，所得税法，法人税法，児童扶養手当法，児童福祉法，学校教育法

【提言・要望の具体的内容】

1 子育てを社会全体で支援するため、子育て家庭及び企業に対する新たな税制の創設等を行ってください。

(1) 子育て家庭に対する税・財政面での支援の拡充

子育てに関わる不安や悩みとして、子育てに伴う経済的負担が重いことを挙げる家庭が多いことから、社会保障給付費における児童・家族関係給付の更なる充実を図るとともに、新たに税額控除制度を創設するなど、子育て家庭に対する税の優遇措置の拡充を図ること。

その際には、中・高等学校及び大学等における教育費等が子育て家庭にとって大きな負担となっていることから、こうした負担の軽減に十分配慮すること。

(2) 職場環境の整備促進を図る企業に対する新たな税制

ア 行動計画の策定が義務とされている企業については、行動計画を策定して国の認定を受けた場合、認定後初の計画期間において、法人税の特例措置（税額特例控除）を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。

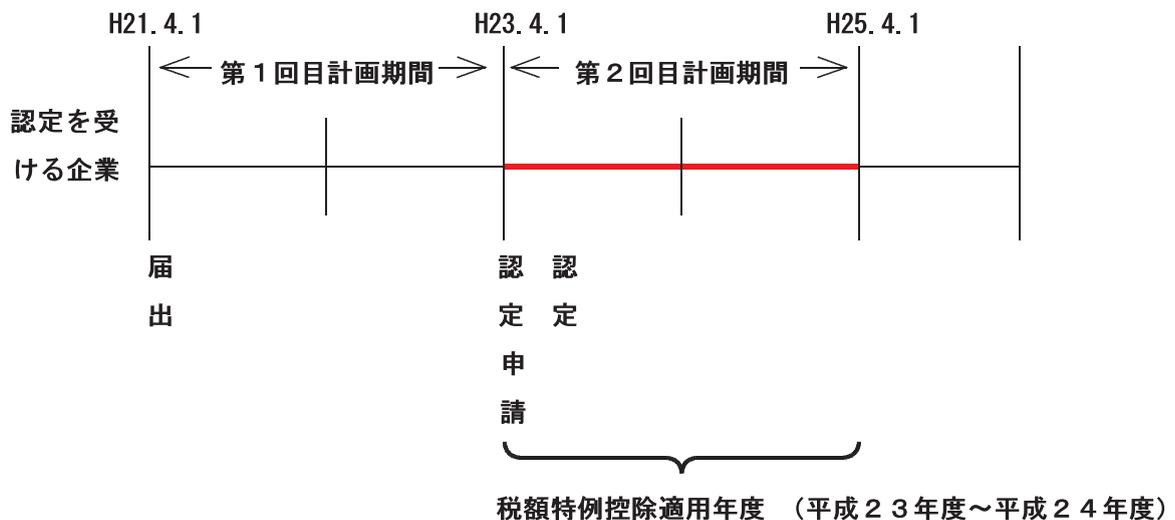
イ 行動計画の策定が努力義務とされている企業については、行動計画を策定して育児休業制度等について法律に定める規定以上の制度を導入し活用が図られた場合に、その計画期間において、法人税の特例措置（税額特例控除）を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。

また、国の認定を受けた場合は、優遇措置を延長すること。

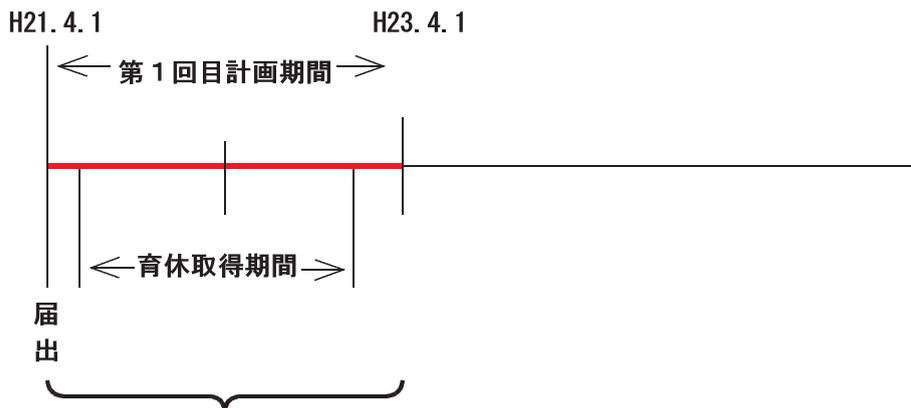
ウ 企業が、事業所内託児施設を設置し運営した場合に、法人税の特例措置（税額特例控除）を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。

〈税額特例控除のイメージ図（行動計画期間2年場合）〉

ア ・義務とされている企業が行動計画を策定し、国の認定を受けた場合

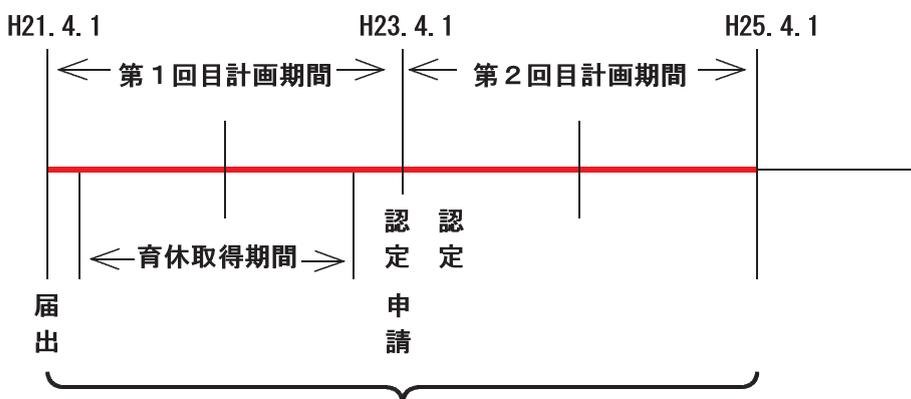


- イ ・努力義務とされている企業が行動計画を策定し、育児休業等の取得が図られた場合



税額特例控除適用年度（平成21年度～平成22年度）

- ・上記の事例適用に加えて、国の認定を受けた場合



税額特例控除適用年度（平成21年度～平成24年度）

2 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村、県及び企業の行動計画の着実な推進が図られるよう、国の制度的な支援と財源の確保を図ってください。

- (1) 次世代育成支援対策交付金の充実

次世代育成支援対策交付金について、市町村が地域の実情に応じてより自主性を発揮しやすいものとなるよう、対象事業、基準点数等の見直しを行うとともに、事業が円滑に進められるよう、交付手続きの簡素化・迅速化を図り、十分な交付額を確保すること。

- (2) 企業における次世代育成支援の取り組み促進

仕事と家庭の両立を図るための職場環境を整備する企業に対しては、現在（財）21世紀職業財団において、「両立支援レベルアップ助成金」が設けられているが、各公共職業安定所や各労働基準監督署においても申請できることとするなど、その取扱い窓口の拡充を図ること。

3 周産期医療対策等の充実

安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりの一環として、周産期医療体制の整備を促進するため、周産期医療に関する診療報酬の充実を図るとともに、地域周産期母子医療センターの運営に対する助成制度を創設してください。

4 不妊治療費助成制度の拡充

次世代育成支援の一環として、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない不妊治療に対して治療費の一部を助成する不妊治療費助成制度が実施されていますが、1回あたりの治療費が高額になるうえ助成額に上限があり、費用助成としては十分とはいえないことから、助成制度をより一層拡充してください。

*現行 1回の治療につき上限10万円、1年度2回まで、通算5年間

5 乳幼児医療費助成制度の充実

少子化対策の一環として、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療及び病児を抱える保護者の経済的負担の軽減に資するため、乳幼児医療費助成制度は市町村を実施主体として、全国で30年以上前から継続して実施されていますが、近年、自治体間における財政力の格差と同様に、助成内容に大きな格差を生じていることから、乳幼児医療費助成制度は国の制度として、国において助成制度を創設してください。

6 多子家庭に対する保育料の軽減

子育て家庭における保育や教育に係る経済的負担が重いことが少子化の一因に挙げられていることから、第2子以降の乳幼児に係る保育料が免除されるよう、国において保育所運営費等の充実を図ってください。

7 幼稚園への就園奨励制度の充実

少子化対策を推進する観点から、幼稚園の保育料等に係る保護者負担を軽減するために、市町村における就園奨励事業が促進されるよう必要な財源を確保するとともに、補助単価や補助率の引き上げなど、財政措置の充実を図ってください。

8 総合的な放課後児童対策の着実な推進を図るための制度的、財政的支援の充実

親の就労と子どもの育成の両立を支援するため、利用する子どもたちが放課後を安心・安全に過ごすことのできる遊び及び生活の場としての機能の充実及び安定的な運営ができるよう、放課後児童クラブの運営に対する支援の充実を図ってください。

9 児童養護施設等入所児童に対する児童保護措置費の拡充

高校卒業予定者が求職活動を行う際には、一般的に自動車運転免許などの資格を要求されることが多いが、児童養護施設等の入所児童の場合は、児童保護措置費の就職支度費では資格取得費用は対象とされていないことから、運転免許等の資格取得が困難であるため、進路選択の幅が狭められています。

このことから、入所児童の高校卒業後の就職の安定を図り、自立を促進するため、国において資格取得費用を対象とした児童保護措置費の拡充をしてください。

VI 「“みんなが” とくしま」の実現

44 DV対策の強化について

県担当課（室） こども未来課， 男女参画青少年課

【提言・要望の趣旨】

DV被害者を守るため，実効あるDV対策の制度を確立すること。

【徳島県の現状と課題】

本県では、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定し，DVの防止や被害者の自立支援など総合的な施策を講じてきたところであり，被害者への一時的な住居を提供するステップハウス事業や県と警察が連携して「携帯用緊急通報装置貸与事業」を実施するなど，DV被害者の自立支援，安全性の確保に努めているところです。

しかし，DVによる傷害事件や保護命令違反が起こるなど，DV被害は後を絶たない状況にあります。また，保護命令を発令された加害者は恨みや不満感を強く抱き，保護命令期間の終了をねらった事件が起こることなどから支援を躊躇する被害者も見受けられます。

被害者が安心して支援を受け，被害者の安全を確保するためには，実効あるDV対策の制度の確立が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

被害者の安全確保と自立支援のために、保護命令の実効性を確保できる制度改正及び財源措置をしてください。

- 1 県域を越えた広域的な連携や警察との連携をさらに円滑に実施し、被害者の一層の安全確保を図るため、配偶者暴力相談支援センターに連携専門員を配置すること。
- 2 加害者更生プログラムの受講義務付けや新たな法整備の検討をするなど、加害者更生のための効果的な指導方法を確立すること。

45 障害者自立支援の推進について

県担当課（室） 障害福祉課

【提言・要望の趣旨】

真に障害者の自立に資するよう、障害者自立支援法の抜本的な見直しをすすめるとともに、発達障害者（児）に対する障害福祉サービスの充実を図ること。

【徳島県の現状と課題】

「障害者自立支援法」の平成18年4月からの施行により、障害者福祉を取り巻く環境は一変するとともに、各種制度上の問題点も明らかとなり、国においては、それら問題点に対する改善策を相次いで打ち出されたところです。

本県においても、「障害福祉計画」を策定し、市町村と連携し、その計画的な推進に努めているところですが、制度上の激変緩和策を県に求める声も大きく、県単独による支援策を実施しているほか、国の「障害者自立支援対策臨時特例交付金」により基金を造成し、特別対策を実施しているところです。

本年度中に予定されている、障害者自立支援法の抜本の見直しにあたっては、これまでの経過も踏まえた上で、真に障害者の自立につながるような制度面からの検討が必要であります。

さらに、発達障害者（児）支援については、「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、本県でも「発達障害者支援体制整備検討委員会」や「発達障害者支援センター」を設置するなど、発達障害者支援に向けた取り組みを推進しているところですが、まだまだ発達障害についての障害福祉サービスでの位置づけが明確でなく、制度面からの検討が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 真に障害者の自立に資するための障害者自立支援法の抜本的な見直しについて
 - (1) 障害者自立支援法の見直しに当たっては、地方の意見を十分に聞きつつ、制度の実施スケジュールに合わせた、事前の十分な情報提供を講じてください。
 - (2) 県や市町村が、障害者自立支援法に基づき実施している「地域生活支援事業」の実施に支障が生じないように、十分な財政措置を講じてください。
 - (3) 障害福祉サービスを受ける際の前提となる、現行の「障害程度区分認定基準」では、「知的」、「精神」障害が軽度に判定される傾向にある現状に鑑み、それら障害についても適正に判定されるよう、基準の見直しを早急に行ってください。
 - (4) 心身障害者扶養共済制度の受給者が、障害福祉サービスを受ける際の利用者負担の算定に際しては、「心身障害者扶養共済年金」を収入認定から除外してください。
 - (5) 障害者自立支援対策臨時特例交付金により実施している特別対策事業及び障害者自立支援法の抜本の見直しに向けた緊急措置については、21年度以降も継続してください。
また、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業のメニューについては、地方の実情にあわせた柔軟な対応としてください。

- 2 発達障害者（児）に対する障害福祉サービスの充実について
 - (1) 発達障害者（児）に関して、障害程度区分認定基準を適切に定めるとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを受けられるよう、財政面も含め必要な措置を講じてください。
 - (2) 特別児童扶養手当の支給要件について、発達障害児についても適正に認定されるよう、国の認定基準の見直しを行ってください。

46 介護保険制度の円滑な運営について

県担当課（室）介護保険指導室

【提言・要望の趣旨】

介護保険制度を円滑に運営するため、介護人材の確保、低所得者対策の拡充、地方公共団体の事務負担の軽減と支援について、必要な措置を講ずること。

【徳島県の現状と課題】

介護保険制度においては、介護需要が高まる一方、従業者の給与が全労働者の給与平均と比較して低い水準にあることから、離職率も高く、人材の確保が困難になっております。介護保険制度の円滑な運営のためには、人材の確保・養成が重要であることから、介護職員の給与水準の確保を図るとともに、経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定が必要と考えます。

さらに、介護人材の確保・養成に向けた事業者の取組を促進するための、総合的な対策が必要です。

次に、現行の保険料段階、利用者負担段階は、高齢者自身の収入及び課税状況と世帯の課税状況により区分されておりますが、世帯課税で本人非課税である保険料第4段階において負担感が最も大きくなっています。世帯の課税状況による区分は、世帯分離を促進し在宅生活を困難とする要因にもなりますので、高齢者自身の収入状況等で区分した保険料・利用者負担の仕組みが必要と考えます。

また、現在行われている低所得者対策は、それぞれの対象となるサービスの種類やサービス提供事業者が限定されており、利用者や事業者の間で不公平感が生じています。

一方、介護保険法の改正等に伴い、都道府県や市町村の事務事業が増加かつ複雑化していますが、厳しい財政状況下での人員削減に加え、地方においては専門職の確保が困難な状況があり、早期の情報提供などによる事務の軽減・簡素化や人員確保への支援が必要です。さらに今回、コムスン事件を受けて介護サービス事業者の不正事案の再発防止を図るためには、相当の事務負担が見込まれるところであり、監査体制の整備を図るとともに、情報の共有など国、県、市町村の緊密な連携の確保が必要と考えます。

【提言・要望の具体的内容】

1 介護人材の確保

- (1) 介護職員の給与水準の確保を図るとともに、経営実態を踏まえた適切な介護報酬を設定してください。
- (2) 介護人材の確保・養成に向けた事業者の取組を促進するため、労働環境の整備の推進やキャリアアップの仕組みの構築など雇用管理の改善に取り組む事業者への支援の拡充を図る等の対策を、早急に講じてください。

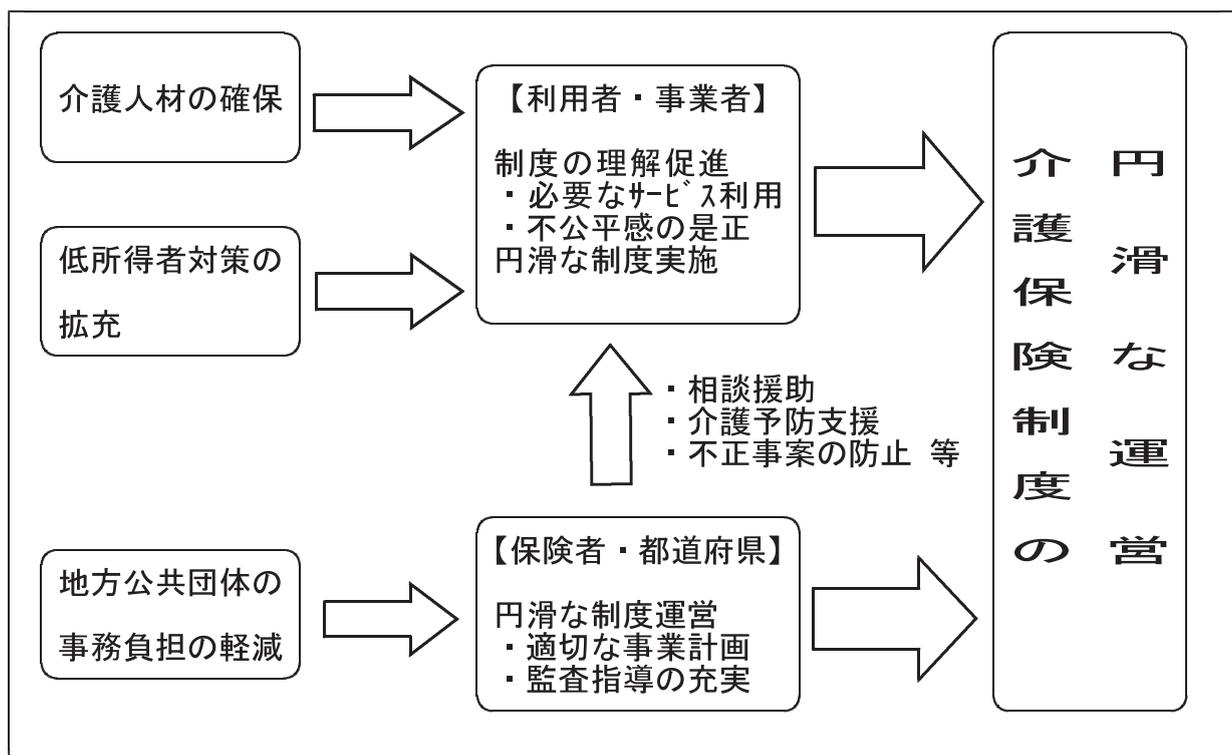
2 低所得者対策の拡充

- (1) 保険料及び利用者負担について、世帯の課税状況による区分を撤廃し、高齢者自身の収入状況等に応じた仕組みを構築してください。
- (2) 既存の低所得者対策を、対象サービスの種類や事業主体を問わない恒久的な制度として再構築してください。

3 地方公共団体の事務負担の軽減と支援

- (1) 地方自治体の事務負担を軽減するための方策を講じるとともに、制度改正にあたっては、新たな制度の周知や実施体制整備等の準備期間が確保できるよう、具体的な内容について早期に情報提供してください。
- (2) 監査体制整備への支援策を講じるとともに、不正行為等の情報を全国的に共有する仕組みを構築してください。
- (3) 市町村が責任を持って運営する地域包括支援センターの円滑な事業実施が図れるよう、財源や人材の確保等の支援策を講じてください。

【事業概要図】



47 団塊の世代対策の推進について

県担当課（室） 地方分権推進課，交通政策課

【提言・要望の趣旨】

「団塊の世代」を積極的に受け入れ，そのパワーを「地域社会の活性化」につなげることができるよう，国において必要な対策を講じること。

【徳島県の現状と課題】

団塊の世代の大量退職により，地域社会においては，加齢に伴う将来の保健福祉等の「費用の増大」が懸念される一方，これまでの豊富な知識，技術，経験を地域に還元し，地域社会の活性化に向けた活躍や，「U J I ターン」，「二地域居住」による交流・定住人口の増加が期待されています。

徳島県では，この「団塊の世代のパワー」を「地域の活性化」につなげるため，県と全市町村とで構成する「県・市町村「団塊の世代対策」推進協議会」が実施主体となってリーフレットやホームページの作成など，地域の情報・魅力発信に努めております。

また，地域の実情に柔軟に対応し，地域の創意工夫が活かせる総合的な受入組織・体制として，「移住交流支援センター」が県内各地で設置されるなど，移住・交流の推進に向けた取組みが進められているところであります。

さらに，県内においては，移住・交流の住居面での受け皿づくりに取り組む民間団体も生まれてきております。

今後，団塊の世代をはじめとした都市と地方の移住・交流の一層の促進を図るためには，各地域での受け入れ体制の整備はもとより，国における様々な支援策が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

首都圏や近畿圏などの都市部から、本県をはじめとする地方への移住・交流を促進するために、必要な取組みを積極的に行ってください。

- 1 移住・交流者に対し、様々なアドバイスやフォロー等を行う地域の担い手（地域コンシェルジュ）の育成を目的とした研修制度を創設すること。
- 2 移住・交流に資する民間事業について、「地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）」が広く活用できるよう、以下の措置を講じること。
 - (1) NPO法人等がUターンやIターン者のための賃貸用住宅の整備を行う場合においては、定住により雇用と同等の効果が見込まれることから、市町村が貸付を行う場合の「5人以上の新規雇用要件」を「5戸以上の住宅戸数」に読み替えができるようにすること。
 - (2) 過疎地域等における融資比率について25%から30%に拡大するとともに、地方公共団体の財政負担が増大しないよう、起債の利子に対する地方交付税の措置率について75%から80%に引き上げること。
- 3 NPO法人等が過疎地域において、移住や二地域居住の推進に資する賃貸用住宅を整備した場合において、当該土地及び家屋について、地方公共団体が固定資産税等を課税免除又は不均一課税をする場合には、減収補てん措置の対象とすること。
- 4 本州四国連絡道路を活用して地域の活性化を図るため、地域にとって利用しやすい通行料金となるよう、料金引き下げに必要な財源をプールしておくなど、財源を優先的に投入するルールを確立し、割引制度の拡充や本格的な通行料金の引き下げを実施すること。

48 過疎地域の振興について

県担当課（室） 地方分権推進課，市町村課，南部総合県民局，西部総合県民局

【提言・要望の趣旨】

過疎地域の振興のため，過疎対策事業債などの必要な財源の確保を図ること。

また，過疎地域の実情と意見を反映した新過疎法を制定するとともに，現行法において実現可能な方策については，早期に実施すること。

【徳島県の現状と課題】

本県の過疎地域は，市町村数で約5割，面積でも約7割を超えていますが，人口は2割にも満たない状況にあります。

また，本県全体の人口が，昭和35年から平成17年の45年間で，若干の減少となっている一方で，過疎地域の人口は，ほぼ半分になっており，近年（平成12年から平成17年までの5年間）における人口についても，全国の過疎地域を上回る速度（本県△7.4%，全国△5.4%）で減少しており，さらに，65歳以上の高齢者が半数以上を占める，いわゆる「限界集落」と呼ばれる集落の全集落数に占める割合（25.6%）が非常に高くなっており，全国水準（12.7%）を大きく上回っております。

これらの地域では，もともと財政基盤が脆弱である上，人口減少と著しい高齢化，長期の不況による地域産業の衰退や更なる財政悪化により，格段と厳しい状況となっており，集落や地域そのものの維持・存続が危惧されるところであります。

過疎地域の振興を図るためには，様々な施策を総合的かつ計画的に実施していくことが必要であり，特に本県過疎地域では，地上デジタル放送の受信など，地域間の格差是正（デジタル・ディバイド）解消を図るためのケーブルテレビをはじめとする情報通信基盤の整備や安心して暮らしていくための地域医療の確保，さらには，生活交通対策や地場産業の育成など，早期に取り組むべき多くの課題が山積しております。

これらの事業を実施するためには，多額の事業費となるため，財源の確保とともに，国からの効果的な支援が必要となってまいります。

また，現行過疎法は，平成21年度末をもって期限を迎えるところでありますが，過疎地域の厳しい現状と財政状況を考えると，今後においても，「法律に基づいた国の財政支援制度」は，不可欠であります。

そこで，本県では，新過疎法の制定に向け，「過疎対策研究会」を設置し，この度，「中間報告書」を策定したところであります。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 過疎対策事業債など必要な財源の確保を図るとともに、本県への必要額の配分を行ってください。
- 2 過疎地域の実情と意見を反映した新過疎法を制定してください。
- 3 過疎地域の喫緊の課題を解決するため、現行法において実現可能な方策については、早期に実施してください。

〔新たに取り組むべき主な支援策〕

○ 国の負担等の割合の特例措置

沖縄、北海道特例や後進地特例を参考に、国の負担等の割合についての特例措置の拡大や補助率等の大幅な嵩上げなど、過疎地域における税・財政面での支援が図られるよう、「一国二制度」的な新たな仕組みを構築すること。

○ 過疎債を活用した基金造成（ソフト事業）

合併特例債を参考に、**過疎債により基金を造成**し、その運用益により、地域資源を活用したコミュニティビジネスの起業や地域を担う人材の育成など、**様々なソフト事業に対する支援**ができるようにすること。

○ 都道府県の役割の強化

基幹道路の整備や地域医療の確保など、市町村の枠を超える広域的な取組について、都道府県が主体となって、ソフト・ハードを含めた施策展開が可能となるよう、**都道府県による過疎債の発行**を認めること。

○ 国土・環境保全のための目的税の創設

国税として、**国土・環境保全の観点から徴収する目的税を創設**し、交付金として国土・環境保全に貢献する地域（過疎地域）に配分し、造林事業や間伐事業の推進など、森林・農地の持つ多面的機能が確保できるようにすること。

Ⅶ 「〃にぎわい〃 とくしま」の実現

49 地域の特性を活かした「観光圏」の整備について

県担当課（室） 観光企画課

【提言・要望の趣旨】

地域の特性を活かした「観光圏」の整備を通じ、宿泊滞在型観光を促進するとともに、本県の総合的な魅力向上を図ること。

【徳島県の現状と課題】

21世紀の我が国経済発展のためには、「観光立国」を実現することが極めて重要との観点から、国におかれては、本年10月を目途に、国土交通省の外局として、新たに「観光庁」を設置されると伺っています。

また、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」により、地域における創意工夫を活かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進し、「観光立国」の実現に資するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図られるとのこととあります。

本県においても、定住人口減少社会を迎える中で、交流人口の増大による「にぎわい活力」の創出が強く求められていることから、「観光立県とくしまづくり」を「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」の重点施策として位置づけ、観光交流の振興や観光産業の活性化に取り組んでいるところです。

本県には、例えば、「剣山」や「吉野川」、「大歩危・小歩危」などの豊かな自然に加え、「かずら橋」や、「重要伝統的建造物群保存地区」の「うだつの町並み」、「落合集落」などの歴史文化資源、さらに、滞在拠点として「大歩危・祖谷温泉郷」を有する県西部地域をはじめ、「観光圏」を形成するにふさわしい地域があるものと考えております。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 宿泊滞在型観光を促進するため、本県において、県西部地域をはじめ、複数の観光地が連携する地域を「観光圏」として整備したいので、その「整備実施計画」の認定について配慮してください。
- 2 「観光圏整備計画」については、複数年にまたがる事業の実施を可能とするとともに、補助率についても、地域の財政状況を加味したものとしてください。
(現在の補助率上限予定 40%)
- 3 観光地へのアクセスルートや周辺の景観整備など、「観光圏」の魅力を高める社会資本整備を優先的に実施してください。

50 地域自立・活性化交付金の拡充強化について

県担当課（室） 総合政策局，県土整備政策課

【提言・要望の趣旨】

地域の自立と活力の強化のため，地域の実情に即した地域自立・活性化交付金の拡充強化を図ること。

【徳島県の現状と課題】

地域の自立・活性化に向けて，広域的な経済活動等を促進するために必要な基盤整備事業（基幹事業）と地域の自由な発意による地域づくりのための事業（提案事業）等を一体的に支援する地域自立・活性化交付金制度が平成19年度途中より制度化され，本県においても2地域において同交付金を活用し，独自性を活かした地域活性化を図る施策を推進しております。

一方，通常の改良系国庫補助事業等には従前から後進地特例法により，地方道路整備臨時交付金，道整備交付金や港整備交付金についても，それぞれ地方の財政力を考慮した引き上げ措置が講じられております。しかしながら，地域自立・活性化交付金には，財政力を考慮した引き上げ措置が講じられておらず，財政基盤の脆弱な地方にとって，事業展開が厳しい状況になっています。

また，当該交付金の基幹事業と提案事業との事業費割合について特に定めはありませんが，交付要綱により定められている交付限度額は，提案事業費割合が17.5%を越えた場合に，最大の交付率（45%）から減少する算定式となっております。

しかしながら，地域の自立と活力の強化のためには，基幹事業と一体となってその効果を一層高め，地域の自由な発意で行うことができる提案事業のより一層の拡大が必要不可欠です。

したがって，地方の活性化をより一層推進するため，地域の実情に合わせ，財政力を考慮した交付限度額の引き上げ措置や，地域が望むより多くの提案事業の実施など，制度の拡充強化が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

地方の活性化をより一層推進するため、地域の実情に合わせ、制度の拡充強化を行ってください。

- 1 財政力の弱い地域における地域の自立と活力の強化を図るため、地域自立・活性化交付金において、地方の財政力に応じた国費割合の引き上げを行うこと。
- 2 地域の実情に合わせ、地域が望む、より多くの提案事業が実施できるよう、当該交付金の交付限度額算定における基幹事業費と提案事業費の割合について見直すこと。

51 離島航路補助制度について

県担当課（室） 南部総合県民局

【提言・要望の趣旨】

離島航路補助制度について、より地域の実態に即した運用に改善するとともに、必要な予算の確保を図ること。

【徳島県の現状と課題】

離島航路維持のため国土交通省では、離島航路補助金制度を設け、離島航路事業者に助成を行っています。対象額は、標準的な賃率や経費単価に基づき算定する標準的な欠損額であり、残りの欠損額について、本県では、県と市町が1 / 2 ずつ負担しています。

しかし近年の原油価格の高騰や利用者の減により、全国的に離島航路事業者の欠損額は増加していますが、国庫補助金の額は同程度で推移しており、赤字の増加との乖離が毎年大きくなっています。厳しい財政状況の中、地方自治体の負担が増加している状況であります。

なお、国土交通省においても、「離島航路補助制度改善検討会」を設置し、現行制度の改善方策について検討が行われているところでありますが、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等国家的な役割を担っている離島の活性化について、国としてのより適切な負担が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

標準的な欠損額の算定方法について、地域の実態が反映される仕組みを取り入れるとともに、必要な予算の確保を図ってください。

1 標準収益関係

- (1) 標準賃率について、現行の距離別4区分をさらに、離島の高齢化率等を加えて細分化すること。

〔例 人口規模が全離島の平均未満で、かつ、高齢化率が50%を上回る離島の航路については、実際の賃率を標準賃率として設定する。〕

2 標準費用関係

- (1) 燃料経費について、近年の原油高騰という実態を考慮した単価設定とすること。
- (2) 船舶の減価償却費について、現行の標準船価での全国一律算定ではなく、実績額を算入すること。

52 後進地特例法における引上率等の見直しについて

県担当課（室） 財政課、農林水産政策課、県土整備政策課

【提言・要望の趣旨】

都市と格差のある本県の社会資本整備を推進するため、後進地特例法の引上率の見直しと適用対象の拡大を図ること。

【徳島県の現状と課題】

近年、都市と地方の財政力の格差が急速に拡大し、現行の「後進地特例制度」では、県土発展の基盤となる社会資本整備が十分に実施できない状況になってきています。

現行制度における引上率は、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」第3条において、各団体の「財政力指数」を基礎として算定することとなっております。しかしながら、最大引上率（0.25）や財政力指数の全国平均値（0.46）は、法制定時から見直しがされていないため、近年の地方における財政状況や社会資本整備の状況等を的確に反映した制度にはなっていません。

また、引き上げの対象となる「開発指定事業」は、同法第2条第2項により規定されておりますが、農山漁村の生活関連施設や森林・漁場の整備、公園や下水道の生活環境整備については、引き上げの対象とはなっていません。

さらに、同法律施行令第1条において、県土の安全性や信頼性を高める上で重要な「修繕事業」や災害予防等の「局部改良事業」は対象外とされております。

したがって、地方の社会資本整備を推進し、都市との格差を是正するためには、財政力が弱い団体の実態を踏まえた制度改正が必要です。

（参考）

平成15年度における東京都の基準財政収入額は、徳島県の基準財政収入額の約25倍であったが、平成18年度では約32倍に拡大している。（総務省ホームページより）

（H15：25倍　H16：27倍　H17：28倍　H18：32倍）

＜後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律＞

第3条 開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合は、当分の適用団体ごとに当該開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した定数を乗じて算定するものとする。

$$1 + 0.25 \times ((0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}) \div (0.46 - \text{財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数}))$$

【提言・要望の具体的内容】

地方の社会資本整備を推進し、都市との格差を是正するため、財政力が弱い団体の実態や地域の実情を踏まえ、現行の後進地特例制度の改正をおこなってください。

- 1 算定式に用いる最大引上率を割り増しするとともに、財政力指数の全国平均について、毎年度直近の数値を使用すること。また、農山漁村の生活関連施設や森林・漁場の整備、および生活環境整備としての公園・下水道について、適用対象を拡大すること。
- 2 県土の安全性や社会資本の信頼性を高める上で、非常に重要となってきた既存施設の修繕事業や、「災害予防」等を促進するための局部改良事業を適用対象とすること。

53 新直轄方式による高速道路整備に伴う地方財政措置について

県担当課（室） 財政課，高規格道路推進局

【提言・要望の趣旨】

新直轄方式による高速自動車国道整備事業の地方負担に係る交付税について，補正の見直しを行い，基準財政需要額への適切な算入を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

現在，全国の22道県で新直轄方式による高速道路の整備を行っており，その地方負担については，制度設計上，国において地方財政措置を講じ，ゼロとすることとなっています。

現行の基準財政需要額への算入に係る投資補正係数の算定においては，新直轄方式による高速道路の整備延長比率が比較的大きい（全国平均を上回る）9道県についてのみ割増補正されますが，この割増補正の有無によって，地方負担のバラツキが大きくなっており，本県のような割増補正のない自治体については，自主財源による負担を強いられていることとなります。

新直轄方式による高速道路の整備に係る地方負担については，整備延長が少なくても，本県の新直轄計画区間のように地形的な条件が厳しく，市街地部等土地の高度利用地域を通過利用することから用地補償費が割高となることや，構造物比率が58%と，全国の高速自動車国道の構造物比率20%に比べ約3倍となることで，キロあたり単価が，全国平均の約2倍と，延長に比べ多額の事業費が必要となる場合もあります。

このため，基準財政需要額への算入に係る投資補正係数の算定割増補正については，延長比率補正とともに，整備事業費単価補正など，投資補正係数の割増措置がされるべきであります。

現行制度による試算

(単位: 億円)

県名	新直轄延長	事業費 A	後進地補正 後 地方負担率 B	地方負担額 C=A×B	うち 事業費補 正方式 による 交付税措置 額 D	事業費補正 後の地方負 担額 E=C-D	うち 標準事業 費方式 による 交付税措置 額 F	実質地方 負担額 (供用開始時 点) G=E-F	割増し対象 ・ 対象外
徳島県	18km	1,410	13.75%	193	87	106	1	105	対象外
A県	45km	1,555	10.75%	167	75	92	92	0	対象
B県	29km	1,070	10.00%	107	48	59	59	0	対象

※「うち標準事業費方式による交付税措置額 F」は各県公表額、又は一定の条件(事業着手から15年で供用)に基づき本県が試算

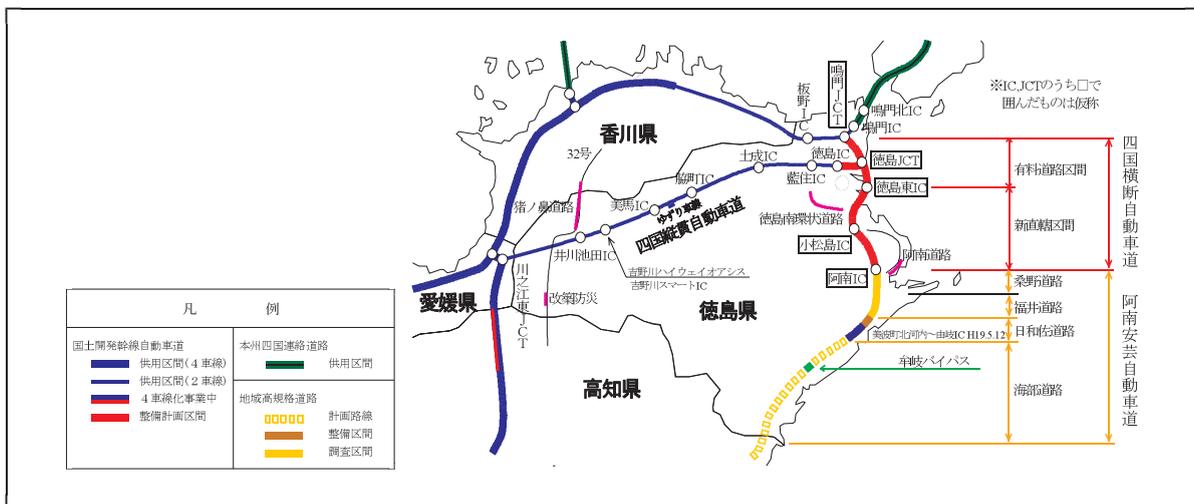
【提言・要望の具体的内容】

新直轄方式による高速道路の整備における地元負担を適切に基準財政需要額に算入するため、延長比率補正とともに、事業単価を考慮した投資補正係数による割り増し措置（事業単価が全国平均事業単価を超える場合の割り増し）を行ってください。

単位延長当り事業費

	新直轄計画延長	事業費	km当事業単価
全 国	822km	30,010億円	36.5億円
徳 島 県	18km	1,410億円	78.3億円

【事業概要図】



54 複合一貫輸送の充実・強化について

県担当課（室） 港湾空港課

【提言・要望の趣旨】

地域の経済・産業を物流面から支える国内海上輸送ネットワークの構築とモーダルシフトを推進するため、陸海の広域交通ネットワークが結節する徳島小松島港沖洲（外）地区において、複合一貫輸送の充実・強化に対応した岸壁の整備を図ること。

また、震災時における県民の保護及び社会・経済活動の保持に資するため、緊急物資等輸送にも供する大規模地震対策施設として早期整備を図ること。

【徳島県の現状と課題】

経済のグローバル化の進展やアジア地域の急速な経済発展に伴い、国内生産拠点の集約化がなされ、地域間の格差が拡大しています。

今後本県の経済・産業の成長と雇用の安定を支えるためには、地方都市と相互に補完しつつ、大都市との効率的な物流ネットワークを構築する必要があります。

なかでも、重要港湾徳島小松島港に寄港している東京～北九州を結ぶ長距離フェリーは、製紙工場をはじめとする四国一円の基幹産業からの貨物を輸送しており、大型船舶の就航を可能とすることによる物流コストの低減や、定時性・安定性の向上等が求められています。

さらに、徳島小松島港沖洲（外）地区は、四国横断自動車道と直結することから、四国8の字ネットワークと円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送を確保し、物流面から地域経済の活性化を担う役割が期待されています。

一方、防災面からは、大規模地震時における拠点港として、人口や産業が集中する東部圏域の迅速な救助・復旧活動を支援するため、建設機械等の大規模輸送にフェリー船舶の活用が計画されています。

また、近年、浸水被害や異常渇水に度々見舞われるなど、異常気象や地球温暖化などの気候変動の急速な進行がうかがわれています。

平成17年2月には、温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が発効しており、環境負荷が少なく輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進は、経済活動における具体的な環境対策の一つと考えられています。

【提言・要望の具体的内容】

国内の経済・産業の活力を担う複合一貫輸送の重要性、迅速かつ低廉な貨物輸送による地域産業への波及効果、防災面や環境面における公益性に鑑み、中枢・中核港湾を補完する幹線貨物輸送として、フェリー船舶の大型化に対応した徳島小松島港沖洲（外）地区－8.5 m耐震強化岸壁の整備に速やかに着手できるように、国直轄事業を新規に採択してください。

「経済の活力」「地域の再生」「安全」「環境」

背後地域の交通渋滞の緩和

四国横断自動車道

徳島東I.C.(仮称)

船舶の大型化への対応
緊急物資等輸送岸壁の充実

東京・北九州へ

- 陸海の広域交通ネットワークが結節する流通拠点の形成
- 迅速かつ低廉な輸送の確保
- 地域経済・産業の競争力を物流面から支援
- 多用途に利用できる「港湾」の特性を活かした救援・復旧支援拠点
- 東部圏域の民生の安定に寄与
- モーダルシフトの推進

55 羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて

県担当課（室） 交通政策課

【提言・要望の趣旨】

国内における均衡の取れた高速交通ネットワークが整備されるとともに、航空自由化の恩恵を地方も享受できるよう、羽田空港の発着枠の配分方法の見直しを行うこと。

【徳島県の現状と課題】

平成12年からの航空自由化により、路線や運賃の設定が航空会社の自主的な経営判断に委ねられ、航空業界においては競争が激しさを増すとともに、昨今の燃油費の高騰等により、各航空会社は不採算路線の撤退等を進めつつあります。

特に、利用率の低い地方空港の路線の廃止・減便等が行われるとともに、幹線では競争原理が働き割安な運賃が設定されるなど、航空自由化は、現時点においては幹線を利用できる大都市部の住民は恩恵を享受できるものの、地方においては路線の維持すら難しい状況に置かれています。

航空会社による適正な競争を促進し、航空輸送サービスの向上を図ることも重要ではありますが、公共交通機関としての役割、特に、東京線については、貴重な国民全体の財産とも言うべき羽田空港の発着枠を利用することから、国内における均衡の取れた高速交通ネットワークを整備するという観点に立って、国土交通政策を進める必要があると考えます。

また、羽田空港の国際化に関しては、社会・経済のグローバル化への対応などの必要性は認めるものの、先ず国内線の発着枠不足を解消することが基本であります。

こうしたことを踏まえ、国土交通省におかれては、今後、「羽田空港再拡張事業」完了後の増枠配分に際しても、地方の航空路線に対して十分な配慮を行う新たなルールづくりが必要と考えます。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 羽田空港の再拡張に伴う発着枠については、国内全体における社会・経済の活性化が図られるよう、国内線の十分な発着枠を確保してください。
- 2 羽田空港の発着枠を配分するにあたり、次の視点を取入れた新たなルールを設けてください。
 - (1) 地方の航空路線における競争を促進するために、新たにダブルトラック化を図ろうとする航空会社に優先的に配分する枠を設けること。
 - (2) 新幹線の持つ航空輸送の代替機能を踏まえ、新幹線が整備されていない地方に発着枠を重点的に配分すること。

56 本州四国連絡道路の通行料金等について

県担当課（室） 交通政策課

【提言・要望の趣旨】

本州四国連絡道路において、料金の引き下げを実施すること。

【徳島県の現状と課題】

本州四国連絡道路は、四国と本州を結ぶ大動脈であり、特に徳島県においては、関西地域との連携・交流、物流や経済活動において、大きな役割を担っております。

また、四国の玄関口という本県の地理的優位性を最大限に生かすとともに、四国縦貫・横断自動車道等の高速道路と一体となって高速広域ネットワークを形成する地域活性化に不可欠な社会資本であります。

しかしながら、橋梁部の建設費が非常に多額であったことなどから、他の高速道路と比べて2.2倍から3.7倍の割高な通行料金となっているところであり、結果、四国の物流においては、輸送費に占める道路使用料の割合が他の圏域に比べて2倍以上となっているなど、輸送面でのコスト高が、経済の活性化にも影響を及ぼしているところであります。

このように本州四国連絡道路という「夢の架け橋」は「平成の関所」となっており、その通行料金については、国会をはじめ広く県民の間にも通行料金の引き下げに対する強い声があります。本州四国連絡道路は、国家的プロジェクトであり、地域格差を是正するためにも、通行料金のさらなる引き下げを図っていくことが必要不可欠と考えております。

平成19年度においては、国と地方が連携し、道路特定財源を活用して、本州四国連絡道路の料金割引効果を検証する社会実験が開始されたところであります。

今後、本州四国連絡道路を名実ともに「夢の架け橋」とすることを最優先課題とし、料金引き下げに必要な財源をプールしておくなど、財源を優先的に投入するルールを確立して、割引制度の拡充や本格的な通行料金の引き下げを要望します。

主管省庁局名 国土交通省道路局

関係省庁等名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、本州四国連絡高速道路株式会社

関係法令等 高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

【提言・要望の具体的内容】

本州四国連絡道路において、料金の引き下げを実施してください。

- 1 本州四国連絡道路を活用して地域の活性化を図るため、地域にとって利用しやすい通行料金となるよう、料金引き下げに必要な財源をプールしておくなど、財源を優先的に投入するルールを確立し、割引制度の拡充や本格的な通行料金の引き下げを実施すること。
- 2 地方が負担している本州四国連絡道路に対する出資については、適切な財源措置を講じること。

57 高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について

県担当課（室） 高規格道路推進局

【提言・要望の趣旨】

道路整備に必要な財源を確保し地方へ重点配分すること。

本県の高速度交通ネットワークを形成する四国横断自動車道 鳴門～阿南間及び地域高規格道路 阿南安芸自動車道の早期整備を図ること。

異常気象時の通行規制や都市部の交通渋滞を早期に解消するため一般国道 55 号をはじめとする直轄事業の整備促進を図ること。

また、経済・社会活動の基盤となる重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国において着実に整備・管理を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

四国縦貫・横断自動車道や地域高規格道路 阿南安芸自動車道は、本州四国連絡道路と一体となって四国の高速度交通ネットワークを形成し、西日本各地の交流拡大や、地域の活性化を図る極めて重要な路線です。

しかしながら、本県において、二つの高速道路が直結していないばかりか、四国の東南地域は高速道路空白地帯となっており、その時間的遠隔性から、豊かな自然、多様な地域資源が活かされておりません。

さらに、今後 30 年以内に 50% の確率で発生すると予測されています南海地震では、大規模な津波の発生により、広範囲にわたり沿岸部の浸水が想定されています。

このことから、幹線道路が沿岸部を通過している本県にとっては、緊急輸送路の確保や救急患者の搬送時間の短縮のためにも、県民の「命の道」となる四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の早期整備が喫緊の課題となっています。

また、四国縦貫自動車道については、安全性や利便性を高めるため、4 車線化が必要となっています。

この他、異常気象時に事前通行規制が行われる一般国道 32 号、都市部の交通渋滞の解消を図る一般国道 55 号阿南道路や一般国道 192 号徳島南環状道路等の直轄事業による早期整備が課題となっています。

主管省庁局名 国土交通省道路局

関係省庁等名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、西日本高速道路株式会社

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法、高速自動車国道法、道路整備特別措置法、道路整備費の財源等の特例に関する法律、高速道路株式会社法、日本高速道路保有・債務返済機構法

【提言・要望の具体的内容】

遅れている地方の道路整備を推進するため、道路整備に必要な財源を確保し地方へ重点配分してください。

また、経済・社会活動の基盤となる重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国において着実に整備・管理を行ってください。

1 高速自動車国道の整備について

(1) 四国横断自動車道

- ① 鳴門～徳島東間（有料道路方式）の整備を促進すること。
- ② 鳴門～徳島間の供用に合わせて、松茂パーキングエリアの設置を図ること。
- ③ 徳島東～阿南間（新直轄方式）の整備を促進すること。

(2) 四国縦貫自動車道

- ・徳島自動車道の4車線化を促進すること。

2 高速道路空白地帯である四国東南地域の時間的遠隔性の解消を図るため、また、南海地震・津波対策の観点等からも急がれる地域高規格道路 阿南安芸自動車道の整備について

- (1) 日和佐道路の整備を促進すること。
- (2) 福井道路・桑野道路については、四国横断自動車道鳴門～阿南と日和佐道路を連結する道路であり、その重要性に鑑み、具体的な整備手法等を検討の上、早期に整備区間に指定すること。
- (3) 海部道路（日和佐以南）区間については、現国道が唯一の幹線道路であり、牟岐バイパスを始め、線形改良や交通事故対策等の緊急度の高い箇所から、幹線交通機能向上に向けた整備を促進すること。

3 異常気象時の事前通行規制や都市部の交通渋滞の解消を図る直轄事業について

- (1) 一般国道 32 号猪ノ鼻道路及び改築防災（大歩危工区）の整備を促進すること。
- (2) 一般国道 55 号阿南道路の整備を促進すること。
- (3) 一般国道 192 号徳島南環状道路の整備を促進すること。



58 徳島飛行場の拡張整備事業について

県担当課（室） 空港地域整備室

【提言・要望の趣旨】

地方空港は都市と地方、地方と地方を結ぶ交通ネットワークの主要拠点であることから、一般空港等の整備予算を重点配分し、その整備を積極的に推進すること。

徳島飛行場滑走路延長(2,000m → 2,500m 化)等の平成 21 年度完成・平成 22 年度供用に向け、着実な整備促進を図ること。

【徳島県の現状と課題】

徳島飛行場は、東京・福岡・中部・千歳の 4 路線が運航されており、本県の広域交流ネットワークの重要な拠点として位置付けられ、交流が活発化するなかで、今後も増大する東京路線の航空需要に対処するとともに、騒音問題の軽減や離着陸時の安全性の向上、国際チャーター便の利用促進などを図り、「交流の時代」に対応した地域づくりを進めるために、滑走路延長等の整備が急務であります。

【事業概要図】

徳島飛行場拡張整備事業(2000m→2500m化)

本県の地理的特性から、首都圏へは航空輸送に対する依存度が極めて高く、今後も利用の増大が見込まれるため、大型機が就航可能な滑走路に延長する必要がある。



【現況写真】



59 徳島市内の鉄道高架化について

県担当課（室） 都市計画課

【提言・要望の趣旨】

県都徳島市の中心市街地の一体的な発展や都市内交通の円滑化のため、徳島駅西から文化の森駅付近までの連続立体交差事業の推進に必要となる予算の確保を図ること。

【徳島県の現状と課題】

徳島市は、市の北部を流れる吉野川の沖積平野に発達した人口約 27 万人の県都です。市の中央部には、JR 徳島駅を中心に高德線、徳島線、牟岐線が走り市街地を形成しています。

また、多数の河川が中心市街地を分断し、交通ネットワーク整備に困難性を伴うことから、局所的に交通が集中し、渋滞が発生しています。

本県におきましては、平成 7 年度に佐古駅付近の連続立体交差事業が完成して以降、鉄道両側の地域間の交流が促進されるとともに、幹線街路の整備や、市街地の形成が進むなど、連続立体交差事業の様々な整備効果が現れてきております。

一方、徳島駅から文化の森駅付近につきましては、未だ平面のままの鉄道が県都徳島市の中心市街地を分断しており、都市の健全な発展が阻害されるとともに、踏切による交通渋滞や事故の原因となっております。

この連続立体交差事業は、にぎわいのあるまちの実現、さらには、県民市民の安全安心の確保のためにも必要不可欠な事業であり、その早期の実現は県民市民の永年の悲願となっております。

さらに、鉄道高架沿線の地元住民からなる推進組織も立ち上がっており、この事業の早期の実現に向けた地元住民等の盛り上がりも非常に高まっております。

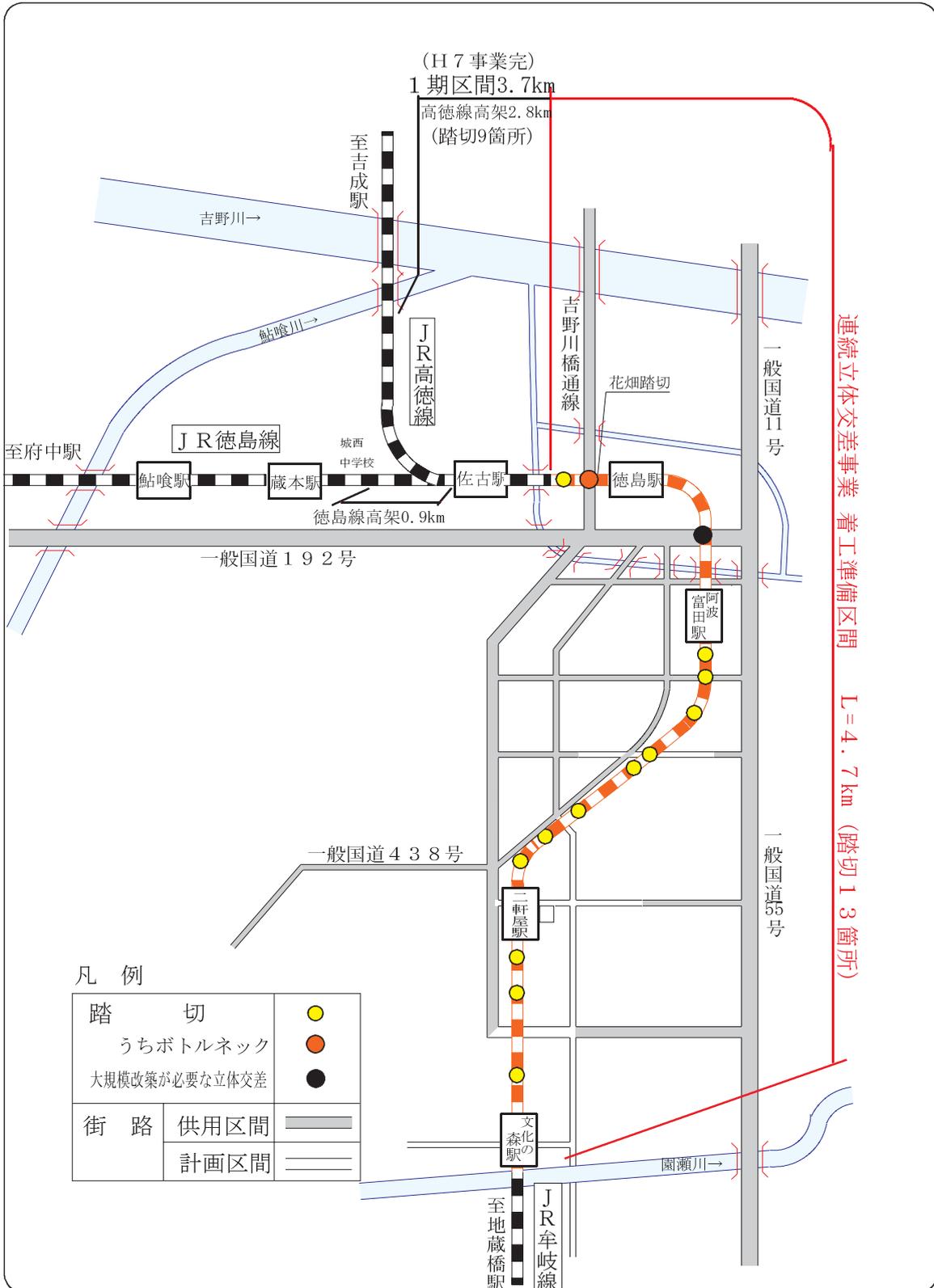
このようなことから、この連続立体交差事業は、早期実現に向け、着実な事業推進が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

1 連続立体交差事業の予算確保について

- (1) 徳島駅西から文化の森駅付近までの連続立体交差事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) 連続立体交差事業の推進に必要な道路財源を確保すること。

【事業概要図】



60 阿佐海岸鉄道をはじめ、第三セクター鉄道会社等の経営安定化について

県担当課（室） 財政課，交通政策課

【提言・要望の趣旨】

地域住民等が地域に必要な公共交通機関として維持・存続に努めている阿佐海岸鉄道をはじめ、第三セクター鉄道会社等の地方鉄道について、安全・安心な鉄道として、健全経営ができるよう対策を講じること。

【徳島県の現状と課題】

鉄道は、大量性、速達性、定時制に優れ、環境問題等の面でも大きな効果を発揮することができる公共交通機関であり、急速な高齢化が進む我が国において、国民の様々な活動を支える広域公共交通網として、その果たすべき役割は、今後ますます重要となります。

特に、本県の阿佐海岸鉄道は、地域にとって不可欠な交通手段であり、地域の社会経済活動やまちづくり、観光振興などの観点からも重要な役割を担っている社会基盤です。

しかし、こういった鉄道等においては、開業当初から厳しい経営状態であり、近年の高速道路延伸等に伴うモータリゼーションの進展や、過疎化・少子化等による輸送人員の減少、経営安定基金の運用収益の減少により、その経営はますます厳しい状況にあります。

また、鉄道にとって、安全の確保が最重要課題ではありますが、近年の重大事故に鑑み、再びこのような事故が起こることがないように、一層安全対策に取り組んでいく必要があります。

こうした状況の中、阿佐海岸鉄道は、沿線自治体からの各種助成を受けながら、人件費の抑制をはじめ、諸経費の削減など経営の合理化に努め、収支改善と運行維持のために懸命に努力しておりますが、毎年多額の赤字欠損を計上しているのが実情です。

平成20年3月24日には、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会が、県や関係自治体、事業者等により設立され、一層の取組みが進められることとなっておりますが、この取組みに加え、今後、阿佐海岸鉄道が将来にわたる経営基盤の強化を図り、地域の再生に寄与するなど、地域社会における使命を果たすためには、地域住民等の存続への取組みと、その取組みに対する国等の支援措置が必要です。

【提言・要望の具体的内容】

地域住民等により存続に向けての懸命な取り組みが進められている，阿佐海岸鉄道をはじめとした第三セクター鉄道会社等が，安全・安心な鉄道として維持・存続するために必要な支援措置を講じてください。

- 1 赤字経営の阿佐海岸鉄道が運行する路線の維持・存続を目的に，地域が財政的支援を行う場合に，国が協調して支援する制度を創設すること。
- 2 阿佐海岸鉄道へ助成する地方自治体に対して，地方負担に係る所要の地方財政措置を講じること。

61 「風景街道」の活動を支援する新たな助成制度の創設について

県担当課（室）道路保全課

【提言・要望の趣旨】

風景街道の本格的な取り組みをはじめるとに当たり、パートナーシップによる活動を支援するため、風景街道登録ルートについて、特区的な助成制度を創設すること。

【徳島県の現状と課題】

風景街道の取り組みは、観光振興・地域の活性化に大変有効な手段として、全国で93ルートが登録されており、本県でも、神山町の「いやし・もてなし神山街道」と阿南市の「光まわり回廊～阿南～」が登録され、活動がはじまっております。

平成19年度は、取り組みの初年度であることから、国の強力な支援により活動が行われておりますが、今後、イベントの開催や世界遺産への登録を目指している四国八十八箇所の「へんろみち」の整備に代表されるハード的な整備に関しては、ボランティア活動だけでは限界があります。

道路整備に関しては、県・市町村とも地方道路整備臨時交付金など国の交付金制度を活用できますが、ソフト事業やへんろみち等の道路法上の道路でない箇所における、風景街道の活動に対して国の支援制度がなく、今後の支援やパートナーシップ活動の低迷を招く要因となる恐れがあります。

国においては、今年度、観光立国の実現に向けて観光庁の設置が予定され、観光立国推進基本計画においても、「道を舞台にした美しい国土景観の形成」などを推進することとされております。

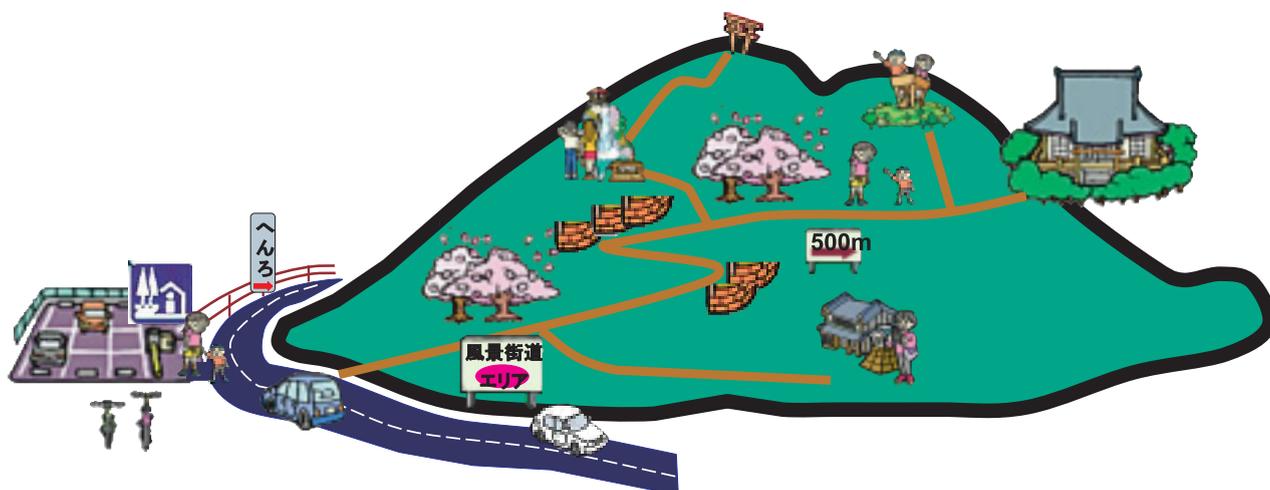
そこで、風景街道の取り組みがより一層発展し、「パートナーシップ」による活動について、積極的かつ持続的に行う取り組みに対する支援も必要であると考えています。

【提言・要望の具体的内容】

風景街道の取組みがより一層発展し、「パートナーシップ」による活動について、積極的かつ持続的に行われるよう、風景街道の登録ルートについての特区的な助成制度を創設してください。

- 1 管理者の異なる道路をパッケージ化し、ソフトからハードまで幅広い活動、例えば、本県における「へんろみち」を整備する「いやしのみちづくり」などにも充当できるような助成制度を創設すること。
- 2 県・市町村が行う道路の付属施設の整備（標識の設置等、小規模なもの）や維持修繕作業も含めた助成制度とすること。

【事業概要図】



「へんろころがし」の整備



しだれ桜の植樹



へんろ道案内シート

62 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録について

県担当課（室） 総合政策局，文化財課

【提言・要望の趣旨】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」について、四国遍路の特性を踏まえた文化遺産の評価を行い、「世界遺産暫定一覧表・記載資産候補」への登載を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

「四国遍路」は、「八十八箇所の札所寺院」をループ状に巡る「全長 1,400km」に及ぶ「壮大な寺院巡礼」であり、「四国八十八箇所霊場と遍路道」、そしてこれを地域が支える「お接待」の文化は、世界に誇れる「オンリーワン」として、後世に引き継ぐべき「人類全体の文化遺産」であります。

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表への登載については、平成 18 年 11 月 30 日に四国 4 県共同で提案いたしました。が、「継続審議」となったことから、これまで、四国 4 県、関係市町村、札所寺院との連携により、文化審議会から出された「構成資産の明確化」、「保護手法の検討」などの課題に対して、資産の歴史的継承や、札所寺院の一括史跡指定及び遍路道全体の史跡・文化的景観等による保護などについて調査・検討を行い、平成 19 年 12 月 20 日に、四国 4 県と 58 市町村の共同により再提案を行ったところです。

今後、「四国遍路文化」を未来へ引き継ぐため、関係機関との連携による推進体制の整備・強化を図るとともに、提案書の保存管理計画に沿った保護を計画的に推進していきたいと考えています。

【提言・要望の具体的内容】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」について、四国遍路の特性を踏まえた、札所寺院の一体的な文化財指定や遍路道・周辺景観等、関係資産総体の文化財保護手法の評価を行い、「世界遺産暫定一覧表・記載資産候補」へ登載してください。

63 地域間格差是正に向けた「地方の道路整備等の財源確保」について

県担当課（室） 財政課，市町村課，交通政策課，道路建設課，高規格道路推進局

【提言・要望の趣旨】

地域間格差の是正を図るため，地方重視の観点から，「本州四国連絡道路等の通行料金引き下げ」や「必要な道路の着実な整備」など，地方の道路整備等の財源を確保する仕組みを早急に構築し，引き続き，財政基盤が脆弱な地方における道路整備等に対する国の財政上の支援措置を講じるとともに，地方にとって真に必要な道路整備等を，新たな「道路の中期計画」に明確に位置付けること。

また，暫定税率の失効により生じた歳入欠陥については，国の責任において，適切な地方財政対策を講じること。

【徳島県の現状と課題】

道路特定財源制度は，受益と負担の考え方のもと，我が国の経済成長を支える道路の計画的な整備に重要な役割を担ってきました。

しかしながら，「道路特定財源制度」については，これまでの見直し議論を踏まえ，5月13日の閣議決定において，「道路特定財源等に関する基本方針」として「今年の税制抜本改革時に廃止し，平成21年度から一般財源化する」ことが示されたところであります。

一方，公共交通機関の整備が不十分な本県においては，これまで，一世帯当たり揮発油税等を東京区部などの大都市圏に比べ約3倍も多く負担し，さらには道路特定財源では足りず，多額の一般財源を投入し道路整備を進めてきたところですが，本県の道路改良率は63%と，全国平均を20%近く下回っている状況であり，大都市圏との間に「大きな格差」が生じています。

今後，本格化する一般財源化に向けた議論においては，四国横断自動車道をはじめ「四国8の字ネットワーク」の整備，県都の渋滞対策，南海地震に備えた緊急輸送道路などの整備，さらには，本州四国連絡道路等の通行料金引き下げなど，「一般財源化を進める前提」として，先ずはこれらの施策を，国の責任において，確実に実現されることが不可欠であります。

このため，「地方重視」の観点から，危機的な状況にある地方財政を考慮し，暫定税率失効による歳入欠陥に対する国の財源措置はもとより，「地域間格差の是正」に向けた地方の道路整備等の財源を確保する仕組みづくりが必要です。

【提言・要望の具体的内容】

地域間格差の是正を図るため、地方重視の観点から、地方の道路整備等の財源を確保する仕組みを早急に構築し、財政基盤が脆弱な地方における道路整備等に対する国の財政上の支援措置を講じるとともに、地方にとって真に必要な道路整備等を、新たな「道路の中期計画」に明確に位置付けてください。

また、暫定税率の失効により生じた歳入欠陥については、国の責任において、適切な地方財政対策を行ってください。

- 1 本州四国連絡道路をはじめとする高速道路等の有効活用を図るため、通行料金引き下げを実現すること。
- 2 地方重視の観点から、四国横断自動車道をはじめ「四国8の字ネットワーク」の整備、渋滞対策、南海地震に備えた防災対策、中山間地域の生活道路、さらには「本四道路等の料金引き下げ」など、真に必要な道路整備等が着実に進められるよう「地方の道路財源を確保する新たなスキーム」を早急に構築すること。
- 3 補助国道から市町村道まで、地方の道路整備の原動力となっている「地方道路整備臨時交付金制度」（財政力に応じた国費率の割増を含む）を存続するとともに、地方の道路整備に必要な予算を拡充し、優先的な配分を講じること。
- 4 渋滞対策としての地域高規格道路・徳島環状道路をはじめ、地域の幹線道路である補助国道（改築事業）の整備促進を図るため、引き続き、国庫補助率のかさ上げ措置を講じること。
- 5 地方負担を軽減する「地方道路整備臨時貸付制度」を継続し、地方の財政力に応じた優先的な貸付及び、償還時の負担軽減措置を講じること。
- 6 道路整備が遅れている地方の声や実情を十分に踏まえ、四国横断自動車道から中山間地域の生活道路まで、地方にとって真に必要な道路整備を、新たな「道路の中期計画」に明確に位置付けること。
- 7 暫定税率の失効により生じた歳入欠陥に対して、特例交付金や地方交付税の特別加算など、国の負担・責任において、適切な地方財政対策を早急に講じること。

省庁別提言・要望事項一覧

【内閣府】

- 地方分権改革の推進について
- 流域下水道など汚水処理施設の整備促進について
- 地域における医療の確保・充実について
- 消費者行政の機能強化について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
 - ・津波避難困難地域における対策の推進について
 - ・学校施設の地震防災対策の促進について
 - ・県南部圏域における防災拠点施設の整備について
 - ・地震防災対策用資産の取得に関する支援について
- 次世代育成支援対策の着実な推進について
- DV対策の強化について

【警察庁】

- 警察基盤の充実強化について
- DV対策の強化について

【公正取引委員会】

- 消費者行政の機能強化について

【総務省】

- 地方分権改革の推進について
- 国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について
- 過疎地有償運送への支援について
- 人権が尊重される社会の実現について
- 流域下水道など汚水処理施設の整備促進について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
 - ・学校施設の地震防災対策の促進について
 - ・地震防災対策用資産の取得に関する支援について
- 「地方道路整備臨時交付金」及び「道路整備臨時貸付金」を活用した道路整備の推進について
- 直轄河川・堰堤等の維持管理に係る地方負担の軽減について
- 学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について
- 団塊の世代対策の推進について
- 過疎地域の振興について
- 後進地特例法における引上率等の見直しについて
- 新直轄方式による高速道路整備に伴う地方財政措置について
- 地域間格差是正に向けた「地方の道路整備等の財政確保」について

【消防庁】

- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
 - ・津波避難困難地域における対策の推進について

【法務省】

- 人権が尊重される社会の実現について
- 地域における医療の確保・充実について
- DV対策の強化について

【財務省】

- 南海地震対策について
 - ・地震防災対策用資産の取得に関する支援について
- 地域の住宅政策の推進に係る支援拡充について
- 次世代育成支援対策の着実な推進について

【文部科学省】

- 人権が尊重される社会の実現について
- 頑張る中小企業支援制度の創設について
- 地域における医療の確保・充実について
- 地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
 - ・学校施設の地震防災対策の促進について
- 国立大学法人運営費交付金と地方国立大学の充実について
- 海外留学奨学金制度の充実について
- 学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について
- 新学習指導要領の円滑な導入・実施について
- 次世代育成支援対策の着実な推進について

【文化庁】

- 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録について

【厚生労働省】

- 障害者、若年者の就職支援について
- 地域における医療の確保・充実について
- 地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について
- 新型インフルエンザ対策について
- 難病に係る治療研究事業の安定的な実施について
- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しについて
- 次世代育成支援対策の着実な推進について
- DV対策の強化について
- 障害者自立支援の推進について
- 介護保険制度の円滑な運営について

【農林水産省】

- 農業・農村の構造改革を推進する上での政策展開について
- 配合飼料価格の上昇に対する畜産経営安定対策について
- 農林水産業にかかる公共事業の地方負担の軽減について
- 国営土地改良事業について
- 流域下水道など汚水処理施設の整備促進について
- 食品表示の適正化について
- 地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
- 高病原性鳥インフルエンザ対策について
- 過疎地域の振興について
- 後進地特例法における引上率等の見直しについて

【林野庁】

- 農林水産業にかかる公共事業の地方負担の軽減について
- 地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について

【水産庁】

- 海洋観測の法的位置付けの明確化と財政措置について
- 農林水産業にかかる公共事業の地方負担の軽減について
- 流域下水道など汚水処理施設の整備促進について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について

【経済産業省】

- 頑張る中小企業支援制度の創設について
- 新エネルギーの普及促進について
- 建築物における地球温暖化対策の推進について
- 循環型社会の形成に向けた施策の推進について

【国土交通省】

- 過疎地有償運送への支援について
- 流域下水道など汚水処理施設の整備促進について
- 建築物における地球温暖化対策の推進について
- 魅力ある水辺づくり総合支援制度の創設について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
 - ・津波避難困難地域における対策の推進について
- 限界集落等を対象とした土地の境界保全の推進について
- 「地方道路整備臨時交付金」及び「地方道路整備臨時貸付金」を活用した道路整備の推進について
- 直轄河川・堰堤等の維持管理に係る地方負担の軽減について
- 地域の住宅政策の推進に係る支援拡充について
- 港湾における大規模地震対策施設整備について
- 吉野川・那賀川直轄河川改修事業等について
- 港湾・海岸整備について
- 災害予防対策の強力な推進について
- 団塊の世代対策の推進について
- 過疎地域の振興について
- 地域の特性を活かした「観光圏」の整備について
- 地域自立・活性化交付金の拡充強化について
- 離島航路補助制度について
- 後進地特例法における引上率等の見直しについて
- 新直轄方式による高速道路整備に伴う地方財政措置について
- 複合一貫輸送の充実強化について
- 羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて
- 本州四国連絡道路の通行料金等について
- 高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について
- 徳島飛行場の拡張整備事業について
- 徳島市内の鉄道高架化について
- 阿佐海岸鉄道をはじめ、第三セクター鉄道会社等の経営安定化について
- 「風景街道」の活動を支援する新たな助成制度の創設について
- 地域間格差是正に向けた「地方の道路整備等の財源確保」について

【気象庁】

- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について

【環境省】

- 流域下水道など污水处理施設の整備促進について
- 環境税の創設及び同税源内における地方公共団体向け配分財源枠の確保について
- 新エネルギーの普及促進について
- 地域発の地球温暖化対策の推進について
- 建築物における地球温暖化対策の推進について
- 循環型社会の形成に向けた施策の推進について

【防衛省】

- 陸上自衛隊の配置について



地域

ICTの未来が見える ひかり王国とくしま

ICT未来フェスタ

2008 inとくしま

11月7日(金)～9日(日)